

**POINT 3** 家庭ごみとして地域の集積場に出してしまうと、**不法投棄**として罰せられる恐れがあります！

事業ごみを家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により右記の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

不法投棄は犯罪です！！

**POINT 4** 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別します。

分別表  
分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。

分別箱  
分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。

紙類、缶・びん等は、リサイクルしようね！

**YouTube** 【京都市公式】いち、に、さんぱい！～いちから学ぶ身近な“さんぱい”～

① 基本編	② 発生場所編	③ ゆくえ編	④ 分別編	⑤ 処分編

**産業廃棄物に関する問合せ先**

処理業者の紹介	公益社団法人 京都府産業資源循環協会 TEL 075-694-3402
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課 TEL 075-222-3957

**一般廃棄物に関する問合せ先**

処理業者の紹介	京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000304046.html</a> 
処理方法等の相談	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 TEL 075-222-3946

理容店・美容店を運営する皆さまへ

# 理美容店での正しいごみの出し方

**POINT 1** 許可業者に処理を委託しましょう！  
無許可業者に委託すると法令違反となります。（罰則あり）

**POINT 2** 分別をしましょう！  
産業廃棄物、一般廃棄物、リサイクル可能なものの分別を徹底しましょう。

**POINT 3** 家庭ごみでは出せません！  
家庭ごみとして排出することは不法投棄に該当します。（罰則あり）

**POINT 4** できるものはリサイクル！  
再生利用可能なもの（紙類、缶・びん等）はリサイクルをしましょう。

**POINT 1** 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。

廃棄物の分別と処理の流れ：

- 仕事などの事業活動から出た廃棄物（事業ごみ）
  - 廃プラスチック類や金属くず等、法定の20種類 → 産業廃棄物
  - 上記以外 → 一般廃棄物（事業系）
- 家庭から出た廃棄物（家庭ごみ） → 一般廃棄物（家庭系）

※詳細は、裏面の見開きページの POINT 2 をご確認ください。

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わし（※）、管理票（マニフェスト）を許可業者に渡します。  
※収集運搬と処分をそれぞれ委託する必要があります。

一般廃棄物（事業系）を許可業者に委託する時も、きちんと契約します。  
詳しくは、契約時に許可業者に相談しよう！

京都市 京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地  
TEL : 075-222-3957

(公社) 京都府産業資源循環協会  
〒601-8027 京都市南区東九条中御堂町 53-4 Johnson ビル 2F  
TEL : 075-694-3402



## 産業廃棄物

<p>プラスチック類</p>	<p>プラスチック製の空になった美容液等の容器、棚など カット練習用マネキン（プラスチック製） エプロンなど（化学繊維製品） ※ 天然素材（綿、シルク等）のものは一般廃棄物（事業系）</p> 	
<p>ガラス陶磁器類</p>	<p>鏡、ガラス製の容器、陶磁器製の植木鉢など</p> 	
<p>金属類</p>	<p>金属製の椅子・机等備品、看板など ハサミ、カラー剤のチューブ（アルミ製） レジスター、パソコン等電化製品 ※ レジスター、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。</p> 	<p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。また自ら産業廃棄物処理施設（中間処理施設等）に搬入することもできます。 ※パソコンはリサイクルシステム有り（(例) (一社) パソコン3R推進協会）</p> 
<p>電池類</p>	<p>乾電池</p> 	
<p>水銀使用製品</p>	<p>蛍光灯</p> 	
<p>ペットボトル</p>	<p>飲料用などのペットボトル</p> 	
<p>缶・びん</p>	<p>飲料用などの缶・びん</p> 	<p>産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託し、リサイクルしましょう。</p>
<p>家電製品 対象製品 リサイクル法</p>	<p>冷蔵（凍）庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機</p> 	<p>産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託するか、販売店やメーカーにお問合せください。</p>

## 一般廃棄物（事業系）

<p>カット後の髪</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自らクリーンセンター（★）に搬入することもできます。</p>
<p>汚れのついた紙、リサイクルに向かない紙（感熱紙、カーボン紙、圧着はがき等）など</p> 	<p><b>連絡先</b>（★印の補足情報） 南部クリーンセンター TEL 075-611-5362 東北部クリーンセンター TEL 075-741-1003</p>
<p>雑誌、チラシ、ダンボールなど（リサイクル可能な紙）</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。</p>
<p>木製品、植物など</p> 	<p>一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。</p>

見開きでごみ箱近くの店の壁に貼るなどして、御活用ください！